平成２７年（フ）第６８７８号
東京都小金井市貫井北町２丁目18―２―103
債務者　港　　英樹
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河原啓充
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８７９号
東京都小平市学園西町１丁目26―９―103
債務者　港　由加里
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河原啓充
4　破産債権の届出期間　平成27年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３１号
川崎市麻生区上麻生７丁目12番８―103号
債務者　金谷　祥子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
川崎市麻生区高石４丁目22番６―305号
債務者　小川まり子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
川崎市多摩区菅北浦２丁目25番５―303号、前住所横浜市青葉区つつじが丘35番地33　つつじが丘ヒロック第１　205号
債務者　佐藤　佳菜
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４１号
川崎市中原区下小田中６丁目９番21号　ベルハイツＫ　102、前住所川崎市中原区下小田中１丁目15番28号　ファミール三幸　101
債務者　石川　　匡
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
川崎市多摩区中野島６丁目１番41―301号
債務者　川名　　智
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
川崎市多摩区中野島６丁目１番41―301号
債務者　川名久美子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
山梨県笛吹市八代町米倉812番地
債務者　福田　知恵
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
長野県埴科郡坂城町大字中之条1387番地３　サンシャインアップルＢ201号
債務者　内山　　静
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１１３号
三重県鈴鹿市大池２丁目24番１号　大池コーポ205号
債務者　木下　正一
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１６号
三重県津市城山１丁目17番23号　トレンディー201号室
債務者　中島美代子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２０号
三重県津市森町1534番地
債務者　大家未来恵
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６号
三重県伊賀市上野車坂町655番地の134、前住所奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2312番地の１
債務者　下阪　孝子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第４１号
三重県名張市松崎町1474番地２　ハイツとちむら107号
債務者　久保　末孝
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第４４号
三重県名張市栄町2952番地７　ソマダビル203号、前住所三重県名張市桔梗が丘８番町２街区２番地　13号棟302号
債務者　入江　幸子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２５１号
兵庫県姫路市網干区和久388番地４
債務者　脇崎みどり
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部